

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1中「

災害に強い まちづくり 事業	防災活動に要する 経費	町内会等	災害に強いまちづ くり事業自主防災 組織活動助成金交 付要領に基づくも の
コミュニテ ィ助成事業	コミュニテイ活動 に直接必要な施設 又は設備の整備に 要する経費及びコ ミュニテイ活動の イベント実施に要 する経費	コミュニ テイ組織 (町内会 等)	一般財団法人自治 総合センターのコ ミュニテイ助成事 業実施要綱に基づ くもの

予算で 定める 額以内	
予算で 定める 額以内	

」を

「

災害につよ いまちづく り事業	防災活動に要する 経費	町内会等	災害につよ いまちづく り事業補助金 交付要領に基づ くもの	予算で 定める 額以内
コミュニテ ィ助成事業	コミュニテ ィ活動に直 接必要な施 設又は設備 の整備に要 する経費、 コミュニテ ィ活動のイ ベント実施 に要する経 費及び地域 防災組織育 成に要する 経費	コミュニ ティ組織 (町内会 等)	一般財団法 人自治総合 センターの コミュニテ ィ助成事業 実施要綱に 基づくもの	予算で 定める 額以内

」に改める。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。